

みなし寡婦（夫）控除等適用のご案内

～平成 29 年 4 月 1 日より実施します～

平成 29 年 4 月から久留米市では、未婚で 18 歳未満の子を養育するひとり親家庭を対象に、子育てや福祉などのサービスについて、税法上の「寡婦（夫）控除等」が適用されるものとみなして、利用料の軽減などを行う制度「寡婦（夫）控除等のみなし適用（以下「みなし適用」という）」を実施します。

➤ 対象となる人

みなし適用の対象となるのは、所得を計算する対象となる年の 12 月 31 日及び申請日時点において、次の(1)～(2)のいずれかに該当する人です。

(1) 婚姻歴のない母

- ・ 18 歳未満の生計を同じくする子がいる人。
- ・ 18 歳未満の扶養親族である子がおり、前年の合計所得金額が 500 万円以下の人。

(2) 婚姻歴のない父

- ・ 18 歳未満の生計を同じくする子がおり、前年の合計所得金額が 500 万円以下の人。

※注 1 婚姻届はないが現に事実上の婚姻と同様の事情にある方、税法上の寡婦（夫）控除等を受けている方は対象外です。

※注 2 「生計を同じくする子」とは、ほかの人の控除対象配偶者または扶養親族になっていない、総所得金額等が 38 万円以下の子をいいます。

➤ 対象事業

保育所保育料や母子福祉制度など久留米市の実施する事業が対象です。

※裏面の「対象事業一覧」をご参照ください。

➤ みなし控除額

みなし適用による所得控除の額、所得制限は次のとおりです。

なお、合計所得金額が 125 万円以下の場合、市民税は非課税扱いとなります。

（実際の税額の算定に控除が適用されるものではありません。）

	所得控除額		所得制限 (合計所得金額)
	所得税	市民税	
寡婦	27万円	26万円	なし
特別寡婦	35万円	30万円	500万円以下
寡夫	27万円	26万円	500万円以下

➤ 申請方法

利用する事業の担当課窓口で申請してください。

裏面をご確認ください。

➤ 申請に必要なもの

申請書（各事業担当課に備え付けています。）、印鑑

※注1 児童扶養手当受給資格がない方は、申請者の戸籍謄本（1月1日以降に発行されたもの）、1月1日の住所が市外にあった方は、対象とする課税年度の所得課税証明書（合計所得金額の記載があるもの）の添付が必要です。

※注2 このほか必要に応じて、みなし適用に必要な資料の提出を求めることがあります。

※注3 代理申請の場合は、委任状が必要です。

➤ 問い合わせ先

対象事業におけるみなし適用に関するお問い合わせ先は、下記一覧をご参照ください。

《対象事業一覧》

対象事業	担当課	問い合わせ先
教育・保育に係る利用者負担額（保育料）関係事務	子ども支援課 保育チーム	(0942) 30-9025 Fax 30-9718
幼稚園就園奨励費	子ども施設事業課 運営指導チーム	(0942) 30-9754 Fax 30-9718
ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	子ども政策課	(0942) 30-9227 Fax 30-9718
子育て短期支援事業（ショート・トワイライトステイ）		
病児保育事業		
母子生活支援施設入所者負担金	家庭子ども相談課 家庭相談チーム	(0942) 30-9063 Fax 30-9718
ひとり親家庭日常生活支援事業		
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及び修了支援給付金事業		
市営住宅使用料	住宅政策課	(0942) 30-9086 Fax 30-9743
市立高等学校授業料	学校教育課	(0942) 30-9217 Fax 30-9719
学校訪問看護支援事業		
育成医療給付事業	健康推進課 母子保健チーム 難病・在宅医療チーム 健康増進チーム	(0942) 30-9731 30-9729 30-9331 Fax 30-9833
小児慢性特定疾病医療給付事業		
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業		
生活習慣病予防健康診査及び各種がん検診等		
障害者自立支援給付（サービス・補装具等）	障害者福祉課	(0942) 30-9035 Fax 30-9709
自立支援医療（更生医療）		
障害児通所給付		
日常生活用具給付		
日中一時支援事業		
移動支援事業		
障害児福祉手当・特別障害者手当		
障害者用自動車購入・改造費補助事業		
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業		
障害児タイムケア事業		
重度身体障害者訪問入浴サービス事業		
重度障害者住宅改造補助事業		
医療的ケアを要する障害児等の短期入所支援事業		
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業		
心身障害者扶養共済制度掛金補助事業		
障害者緊急通報システム事業		

※注1 各事業の定める要件に基づき判断するため、みなし適用を実施しても、結果として利用者負担額等が変わらない場合があります。

※注2 みなし適用の認定のための手続き以外に、対象事業の利用に当たっては、別途対象事業の利用に伴う手続きが必要です。

※注3 虚偽の申請をした場合、みなし適用を取り消すほか、サービスの受給可能の取り消し、もしくはみなし適用によって生じた利用料の減額分全額又は給付額の追加分全額の返還をしていただきます。

※注4 みなし適用の実施後も、毎年度申請が必要です。なお、適用した年度中でも、所得や世帯の状況に変更があった場合は、変更届を提出していただき、利用料の再計算等を行います。

【みなし適用制度について】
久留米市こども未来部 子ども支援課
手当チーム TEL : 0942(30)9066